

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について次のとおり定める

1. 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、彦岐市建設工事標準請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

2. 具体的な取扱い

(1) 令和7年3月1日以降に契約（議会を要する契約については、本契約日）を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k : 当初契約の請負比率

(2) 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する長崎県建設工事標準請負契約書第25条第6項の運用について」1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。
(契約書改正に伴い、「第25条第6項」を「第26条第6項」に適宜読み替えるものとする。)